平成12年3月26日　第1280号　発行：湯沢町役場総務課

広報ゆざわ

わたしたちのねがい

湯沢町町民憲章

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

町敗訴、慰謝料は200万円

国際会議訴訟

湯沢町が町づくりに関する国際会議の共催を突然やめたため信用を失い、精神的苦痛を受けたなどとして、開催を準備していた大学教授らが町を相手取り慰謝料及び会議の運営費などの損害賠償1億2，500万円の支払いを求めた訴訟の判決が、3月14日、東京地方裁判所で言い渡されました。

裁判長は、原告が会議の開催について、2度にわたり町長に意向を確認した際、町長が開催の意向を示していたことを指摘し、「原告らは町が実質的な主催者となって会議が開催されるという期待を裏切られた」と認定し、町に慰謝料200万円（及び4年間分の利子）と訴訟費用の50分の1の支払いを命じました。しかし、会議の運営費などの損害賠償については、契約書が交わされていないことなどから請求を棄却しています。

この訴訟は、湯沢町が全国水問題協議会と共催で平成7年10月に開催を予定していた「湯沢国際会議（仮称）」について、同年5月に町側が共催を降りたことが発端となり、平成8年3月に伊藤滋慶応大学教授（現東京大学名誉教授）ら5人が損害賠償を求めたものです。原告は「開催の合意をしていたにもかかわらず納得のいかない理由で中止された。すでに国内外の専門家の参加を要請していたために単独で会議を開催したが、町共催でないため信用を失った。」としているのに対し、町は、「町民参加型でないなど開催反対の意見があった。正式契約も結ばれていない。」ことを主張してきました。この間、裁判官による2回の和解勧告がありましたが、条件面等で折り合えず、町が拒否、今回の判決に至りました。

原告側は「行政側に遠慮した判決で、納得できない。」として控訴する意向を示している（3月21日現在）ことから、今後、町としては控訴期限である3月28日まで待って、対応を検討していく予定です。

なお、この裁判では、すでに弁護士費用として着手金250万円が公費から支出されています。このまま確定すれば町が支出する金額は、弁護士費用等を含め総額でおおよそ800万円程度になるものと見込まれています。

判決までの経過

H元年 12月28日	湯沢国際会議第1回企画委員会を開催。（以降、会議を重ね、平成5年5月開催を決定したが、その後町長が2年の延期を申し入れ、平成7年5月開催で了解を得る。）
H5年 12月28日	開催日程を協議し、平成7年10月3・4・5日に決定する。
H7年 3月	議会で約2，500万円の予算案を可決。
H7年 5月17日	町長が湯沢国際会議中止を決定。
5月31日	中止について全国水問題協議会側に説明。
10月2・3日	全国水問題協議会が中心となり、国際会議を自主開催。
H8年 3月26日	大学教授ら5名が湯沢町を相手取り、東京地方裁判所に損害賠償の訴状を提出。
5月15日	第1回口答弁論
H10年 6月	裁判官が和解勧告するも、不成立。
H11年 5月	再度の和解勧告により、和解協議開始。
10月5日	和解に関する原告側の提示条件を町が拒否し、和解協議打ち切り。
11月16日	結審
H12年 3月14日	判決

チャイルドシート 4月1日から着用義務化

4月1日から、6歳未満の幼児を車に同乗させる場合にチャイルドシートの着用が義務付けられます。違反した場合、行政処分の基礎点数（1点）が減点となります。皆さんのご家庭では、用意されたでしょうか。



車が衝突した際に、子どもの事故被害を減らす役目を果たすのがチャイルドシートです。着用すれば、着用していない場合に比べて致死率で約9分の1、重傷率で約3分の1減らすことができるといわれています。でも、せっかくのチャイルドシートもその着用方法を誤れば役に立たない場合もあります。子どもの体格に合ったものをきちんと装着しましょう。

着用のポイント

▼なるべく後部座席に取り付ける。

エアバッグの付いている自動車の助手席では安全を確保できないことがあります。やむを得ず助手席に取付ける場合は、座席を最後部まで移動させてください。

▼しっかり固定する。

取扱説明書をよく読んで、しっかり取り付けましょう。

▼着用を習慣づける。

子どもが着用を嫌がらないように、乳児期から習慣づけることが大切です。

チャイルドシートは、しっかり固定されていることが一番肝心です。きちんと装着されたチャイルドシートは、ほとんど動くことはありません。確認してみてください。

危険を予測できない幼い子どもの命は大人が守らなければなりません。シートベルトが大人の命を守るのと同様に、チャイルドシートが子どもの命を守ります。



乳児用（0～9か月程度）　幼児用（4か月～4歳程度）　学童用（4～10歳程度）

※適用年齢は、あくまで目安で、子どもの体格や製品によって異なります。

春の行楽シーズン、必ずシートベルトの着用を

シートベルトを着用していれば助かったと思われる交通事故は数多くあります。ちょっとした油断が取り返しのつかないことに…。

Ⅰ衝突力はビルからの落下と同じ

自動車がぶつかったときの衝突力は極めて大きく、例えば時速60ｋｍで走っている車が壁にぶつかったとすると、その衝撃は高さ約14ｍ（ビルの4階の高さ）から落ちたときと同じです。

Ⅱ車外に投げ出されることも

シートベルトを着用していないと、衝突の勢いでフロントガラスに激突したり、車外に放り出されたりすることもあります。シートベルトの着用には、このような被害をより小さくする効果のほか、正しい運転姿勢を保つことで視界が広がり、安全運転ができるなど事故防止の効果も期待できます。

Ⅲ乗る人全員が着用

シートバルトはあなたを守る命綱です。前席、後席にかかわらず、車に乗る人は全員が必ず着用するように習慣づけることが大切です。

Ⅳ正しい着用こそが命を守る

①腰骨を巻くように②ベルトがよじれないよう、首にかからないように③シートは倒さず深く腰掛けるようにして着用してください。

Ⅴエアバッグでも油断は禁物

エアバッグは、シートベルトを正しく着用していないとその効力を発揮できません。



送迎バスに乗って、福祉センターへ来ませんか

温泉に入ったり、昼寝をしたり、ゆっくりと過ごせる福祉センター。肩こりをほぐすジェット付き温泉浴室、高電圧健康器具ヘルストロン、10日間記録がとれる自動血圧計などの設備も整っています。

「福祉センター送迎バス」が運行されていますので、気軽に乗車して福祉センターを利用しましょう。

【利用できる方】

町内に住む60歳以上の方及び身体に障害のある方やその団体

※福祉センターは、老人クラブの会員でなくても利用できます。

【利用時間】

平日…午前9時～午後4時

土曜日…午前9時～正午

（第2・第4土曜日除く。）

※祝日等で休館のときがありますので、ご注意ください。

【施設内容】

2階…男女一般浴室・食堂

3階…多目的室

【利用方法】

福祉センター1階の事務室で受け付けをしてください。また、団体での利用、多目的室の利用は、事前に社会福祉協議会（TEL84・4111）へお申し込みください。



バス運行時刻表

火曜日		月曜日			
三国・三俣方面から		旭原方面から		土樽方面から	
出光スタンド前 浅貝保育所前 苗場入口バス停	9：40	旭原バス停	9：50	土樽開発センター	9：45
二居本陣前	9：50			松川生活改善センター	9：50
				中里駅角（十字路） 土樽郵便局前	9：55
三俣池田屋前 三俣地区館	10：00	谷後バス停	10：00	萩野屋酒店前 添名高速道路下	10：00
八木沢富沢たばこや前	10：05	滝ノ又バス停 小坂金山ロッジ前	10：05	湯沢高校入口	10：05
		原公民館前	10：10	原新田住宅入口 南静園前	10：10
芝原上（国道入口）	10：15			福祉センター	10：15
七谷切上（国道入口）	10：20	福祉センター	10：20		
戸沢（国道入口） 田中（国道入口）	10：25	※祝日等で運行しない日もあります。 ※詳しい時刻表は、福祉センターにあります。			
福祉センター	10：30				

年間36枚に増!! 福祉タクシー利用券

障害のある方の経済的負担を軽減し、積極的に社会参加をしていただけるよう、町ではタクシー利用料金の一部を助成しています。

12年度からは、交付される利用券の枚数もこれまでの年間24枚から36枚に増えました。

【利用できる方】

町内に住所がある身体障害者（1級～3級）の方と知的障害者の方で、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方

【申請・利用方法】

①印鑑と身体障害者手帳または療育手帳を持参して、福祉保健課で交付申請をしてください。

②タクシー利用券は、年間分として36枚（1ヶ月当たり3枚）が交付されます。申請が遅れると交付される枚数も少なくなりますので、お早めに申請してください。

③利用の際は、タクシーを降りるときに障害者手帳または療育手帳を提示し、利用券1枚を渡してください。郡内の全てのタクシーが利用できますが、1回の乗車で1枚しか利用できません。

④利用1回につき、中型・小型タクシーとも基本料金が無料になります。（基本料金を超えた分は自己負担。）

【受付開始】

3月31日（金）から

【受付場所】

福祉保健課

【問い合わせ】

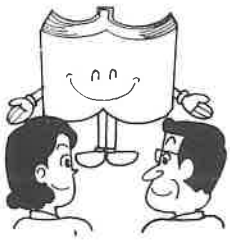
福祉保健課福祉係

TEL84・4560

㊟平成12年3月31日までの利用券は、4月以降使用できません。

4月から情報公開を実施

4月1日から施行される情報公開条例。その仕組みについてご説明しましょう。



公開される情報

町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会（これらを以下「実施機関」といいます。）が保有する文書、帳票、図画、写真（マイクロフィルムを含む）及び電磁的記録で、処理手続きを終了したものです。ただし、個人に関する情報については、十分に保護されるよう最大限の配慮がされます。

公開できない情報

①個人に関する情報で、個人が識別され得るもの

②法人等または事業を営む個人に関する情報で、その事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの

③町政執行に関する情報で、審議、調査、検討その他意思決定課程における未成熟なもの及び公開により事務事業の公正・円滑な執行が著しく妨げられる恐れのあるもの

④公開により国等との協力関係や信頼関係を損なう恐れのある情報

⑤公開により生命、身体、財産の保護や犯罪の予防など公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる恐れのある情報

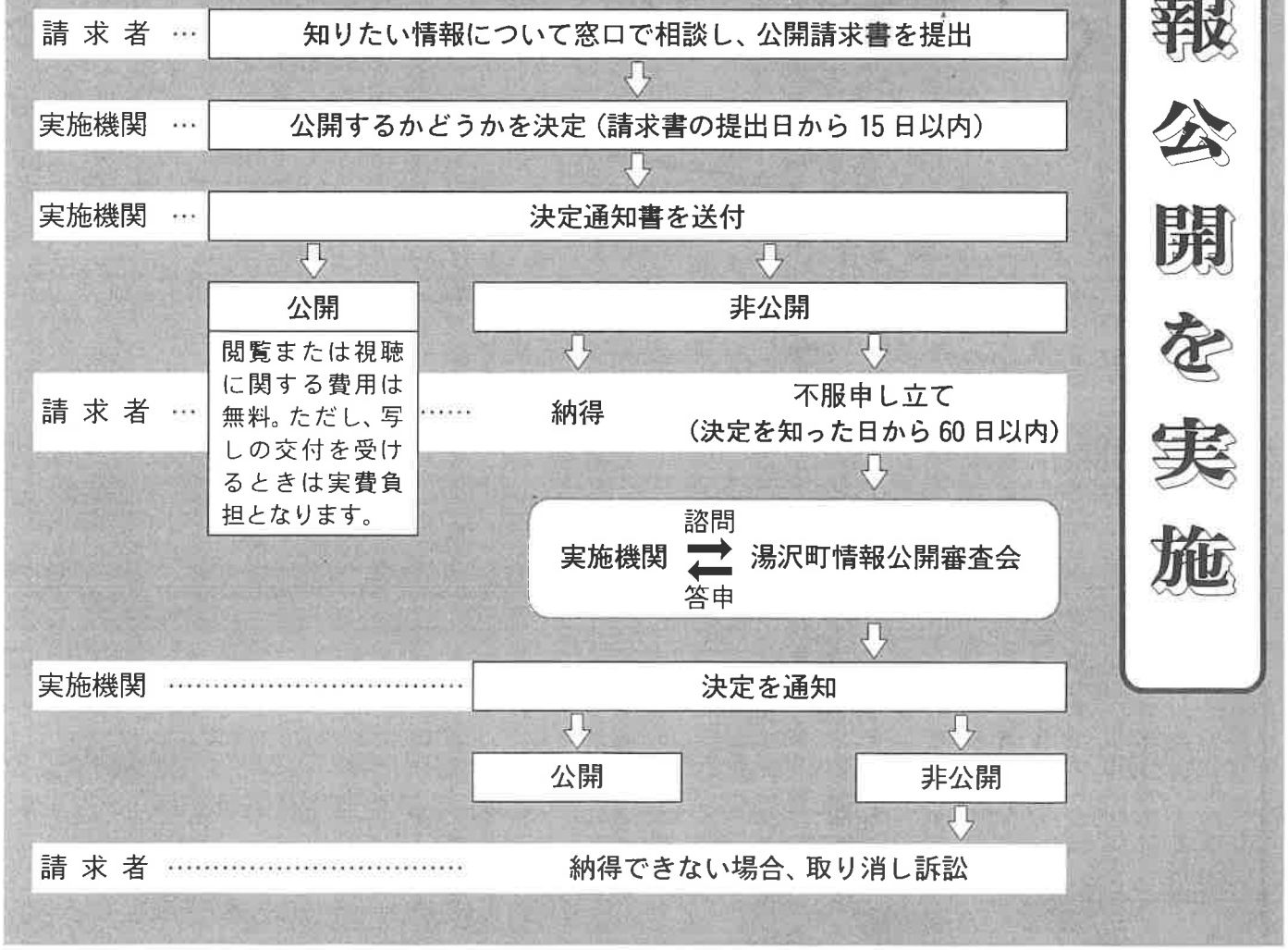
⑥統計情報など法令等で非公開とされている情報

情報の公開を請求できる人

①町内に住所を有する者

②町内に勤務する者または

情報公開までのしくみ



町内の学校に在学する者
③町内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体
④町の行政に利害関係を有する者

このほかの人から情報の公表の申し出があった場合も、応じるよう努めます。ただし、請求者は、得た情報を適正に用い、第三者の権利を侵害することのないようにしなければなりません。

公開請求の手続き

4頁の図をご覧ください。例えば、皆さんが情報の公開請求をするときは、まず知りたい情報を整理してから窓口である役場の総務課にご相談ください。総務課に公文書の目録を用意しますので、知りたい情報の載っている文書を調べることが出来ます。その中から知りたい情報を選び、公開請求書を書きます。総務課では、その請求内容により主管課等に連絡します。そして、主管課等で請求書を受理することになります。



主管課等は、公開に支障がないかなど関係者と協議し、決定通知書を送付します。

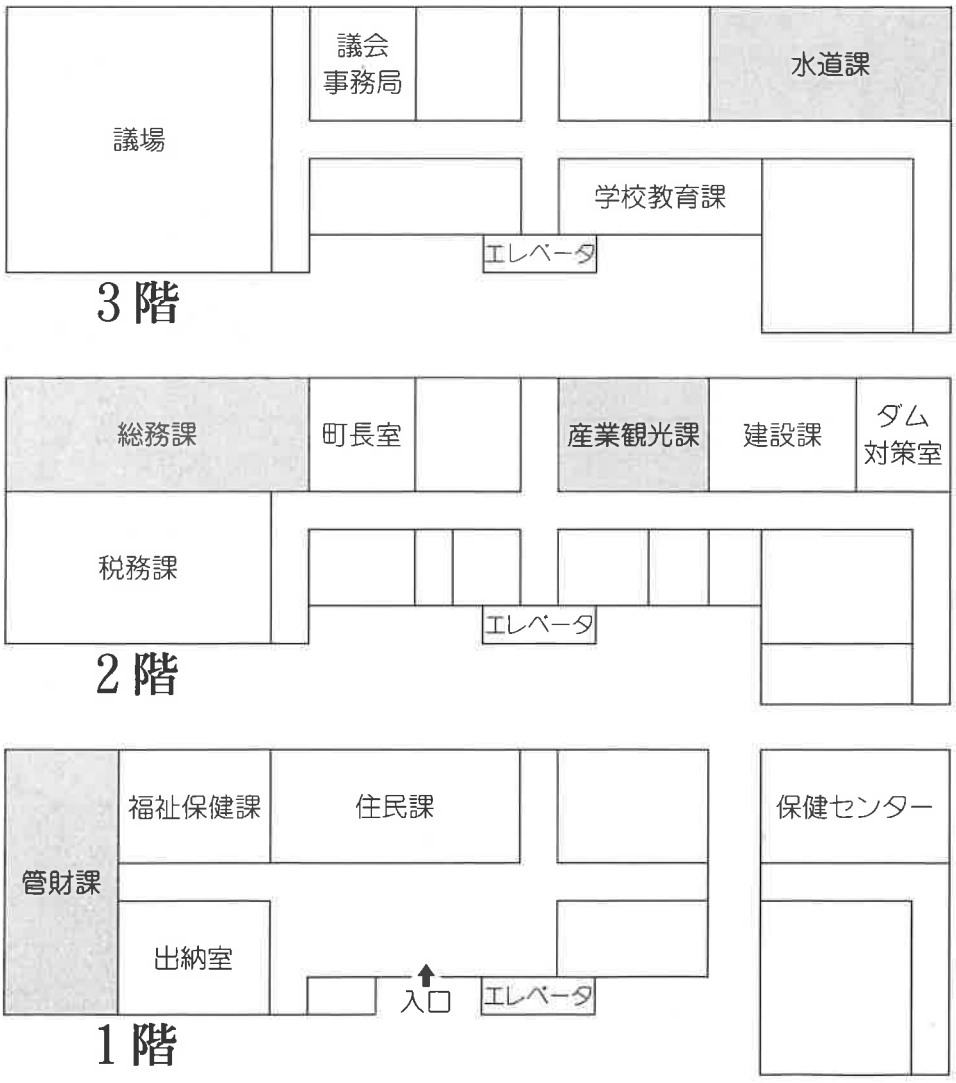
もし、非公開という決定がなされた場合、納得いかなければ行政不服審査法による不服申立てができます。

不服申立てがなされた場合、実施機関は、「湯沢町情報公開審査会」（以下「審査会」といいます。）に諮問します。審査会は、議会の同意を得て町長が委嘱する5人までの委員で組織されており、請求者から不服申立ての理由書、行政側から非公開の理由書を求め、審査の上、答申を行います。実施機関は、答申を受けて不服申立てに対する決定を行います。

情報公開制度は、皆さんの行政参加を保障する制度として作られたものです。公開された情報を皆さんの暮らしや活動に役立てていただきたいと思います。

【問い合わせ】
総務課庶務係
TEL84・3451

湯沢町役場　課の配置図



機構改革で、課が変わります

町では行政改革の一環として、4月1日から6課（総務課、企画調整課、観光課、農林課、水道温泉課、下水道課）を総務課、管財課、産業観光課、水道課の4課に統廃合します。これにより、22の係が18に減り、5名の人員が削減されることになります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

異動届は14日以内に

国保



この春、進学する方あるいは社会人となる方、それぞれ新たな生活に向けて準備を進められていることと思います。そこで忘れてはならないのが保険証の確認です。

国民健康保険証の内容に下記の異動が生じたときは、14日以内に届出が必要です。お忘れなく！

【届出先】
住民課国保年金係
℡84・3453

	届出が必要な事項	必要なもの
卒業・入学・就職したとき	遠隔地の学校（大学など）に入学し、学生となったとき（→㊚該当の届出）	在学証明書・転出先住所・国保保険証・印鑑 ※在学証明書が間に合わない場合は、合格通知書など入学を確認できる書類を持参し、後日在学証明書を提出してください。
	学校を卒業し、就職して社会保険などに加入したとき（→国民健康保険喪失の届出）	社会保険証・国保保険証・印鑑
	㊚保険証の交付を受けている方が就職し、社会保険などに加入したとき（→㊚非該当の届出と国民健康保険喪失の届出）	㊚保険証・社会保険証かその写し・印鑑
	㊚保険証の交付を受けている方が卒業し、引き続き国民健康保険に加入するとき（→㊚非該当の届出）	㊚保険証・国保保険証・印鑑・転入届
国保に入るとき	他の市区町村から湯沢町に転入してきたとき	印鑑・前住所地の市区町村の転出証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書・国保の世帯に入る場合は、その世帯の保険証
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者をはずれた理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・国保保険証・母子手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	印鑑・国保保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑・国保保険証・職場の健康保険証
	職場の健康保険の被扶養者にとなったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・国保保険証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑・国保保険証・保護開始決定通知書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国保保険証・年金証書
	湯沢町内で住所が変わったとき	印鑑・国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	国保保険証をなくしたとき（または汚れて使えなくなったとき）	印鑑・本人であることを証明できるもの・（使えなくなった国保保険証）

退職者医療制度とは

●加入する人は？

①国民健康保険に加入している人
②老人保健法の適用を受けていない人
③厚生年金保険や各種共済組合の年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
④退職者医療制度の該当者本人の配偶者と被扶養者

●医療機関で支払う一部負担金は？

本人
通院・入院２割

扶養家族
通院３割／入院２割

※診療を受けるときは、国民健康保険退職被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。

人口動態職業・産業調査にご協力ください

厚生省大臣官房統計情報部人口動態統計課

厚生省では人口動態調査を毎年実施しています。この調査は、皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いすることとしています。

また、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。

調査結果は、今後の保健福祉の向上に役立たせるための統計資料として利用されます。

本年は、国勢調査の年であることから、届出をされる方にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

【調査期間】
平成12年４月１日から平成13年３月31日までの１年間

【調査対象者】
出生・死亡・死産・婚姻・離婚届を出される方

【調査方法】
各届書を出されるときに、それぞれ職業を記入していただきます。

(例)
「教員」「プログラマー」⇩専門・技術職
「一般事務員」「集金人」⇩事務職
「飲食店主」「小売店主」「外交員」⇩販売職
「美容師」「調理師」「ホームヘルパー」⇩サービス職

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

役場住民課の窓口に「出生届・死亡届・死産届・婚姻届・離婚届を出される方にお願い（職業・産業例示表）」が備え付けてありますので、参考にして記入をお願いします。不明の点は、窓口でおたずねください。

平成12年度 中央公園有料施設予約受付抽選会

【日時】
4月7日（金）
受付…午前9時～9時30分
（時間厳守。遅れると参加できません。）
抽選…午前9時30分～午後4時頃まで

【会場】
湯沢カルチャーセンター小ホール

【使用受付期間】
①中央公園屋外施設…4月22日（土）～11月12日（日）
テニスコート（南18面、北4面）、野球場、陸上競技場、ゲートボール場（4面）、少年野球場、運動広場
②カルチャーセンター…4月22日（土）～平成13年4月27日（金）
アリーナ、小ホール、柔剣道場、研修室（第1、第2）、会議室、談話室、和室

【注意事項】
(1)抽選会への参加は、湯沢町に一般向け宿泊施設を有し、旅館業を営む方のみとし、1宿泊施設につき代表者1名限りとします。
(2)使用料金は、申し込み時に全額納入してください。
(3)予約は、1施設連続5日以内で、テニスコートは4面までとします。
(4)施設予約後の他者への　転貸はできません。

【問い合わせ】
(財)湯沢町都市施設公社
TEL84・1511
なお、一般の受付は4月10日(月)から行います。（受付時間は、午前9時から午後5時までです。）
屋外施設はTEL87・3388へ、カルチャーセンターはTEL84・1511へどうぞ。

●中央公園・カルチャーセンター使用料（1時間当たり）●

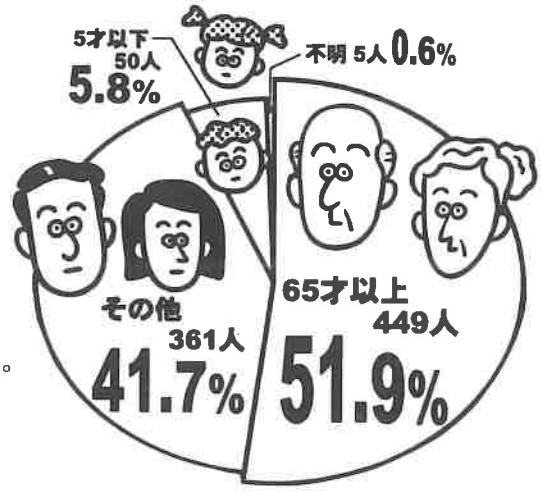
屋外施設		8:00～17:00	17:00～22:00
テニスコート1面（夜間照明）		800円	1,000円（1面600円）
野球場（夜間照明）		3,000円	3,500円（4,200円）
陸上競技場	全面	3,000円	
	トラック	2,000円	
	フィールド	2,000円	
少年野球場		800円	
運動広場		800円	
ゲートボール場		800円	

屋内施設		9:00～17:00	17:00～22:00
アリーナ	全面	4,000円	5,000円
	ステージ	1,000円	1,500円
	照明	アリーナ3,000円 ステージ 800円	
	冷暖房	1,000円	
卓球場		1,000円	1,500円
柔剣道場			
小ホール			
※個人使用、興行、展示会等の使用料の詳細については、お問い合わせください。			



4月1日～7日、春の火災予防運動を実施

平成10年中の住宅火災による死者数は865人。（放火自殺者を除く。）そのうち約半数は65歳以上の高齢者で、その多くは逃げ遅れで死に至ったと考えられています。この機会に我が家の防火・防災について、みんなで話し合いましょう。



●火の用心7か条

1. 家の周りに燃えやすいものを置かない。
2. 寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。
3. 揚げ物をするときは、その場を離れない。
4. 強風時は、たき火をしない。
5. 子どもにマッチやライターによる火遊びをさせない。
6. 電気器具のタコ足配線はしない。
7. 暖房器具に燃えやすいものを近づけない。

●火災が発生したら、あわてずに119番

携帯電話からの通報は、一旦つながった後、最寄りの消防本部に転送されますので、切らないでお待ちください。

［魚沼消防本部　TEL 82－1211］

検診意向調査にご協力をお願いします

町の検診には申込が必要です

平成12年度の「検診意向調査」は、町の検診及び国保人間ドックの申込を兼ねて行います。18歳以上の方で、職場や学校、病院等で検診を受ける方以外の方は、健康管理のため、町の検診を受けましょう。

4月上旬に各家庭に「検診意向調査兼検診申込書」及び「国保人間ドック申込書」（対象者の方）を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。

【実施方法】
①嘱託員が各家庭に書類を配布し、記入を依頼します。（4月7日頃）
②嘱託員が書類を回収します。（4月14日頃）
③町の検診・国保人間ドックを申し込まれた方に検診実施通知書を郵送します。（4月28日頃）

【問い合わせ】
保健センター
℡84・3149

※国保人間ドックには、費用の助成があります。

結核検診

胸のX線検査をします。（年1回は受けることが義務付けられています。）
【対象】18歳以上【料金】無料
【注意】妊娠中、産後1ヶ月以内の方は、受けられません。



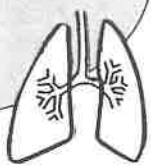
胃がん検診

バリウムと発泡剤を飲んで、X線撮影をします。
【対象】30歳以上【料金】500円（70歳以上無料）【注意】前日夜8時以降は、飲食・喫煙をしないでください。



肺がん検診

①喀たん検査（3日間のたんを検査）
②胸部X線検査（結核検診を兼ねます。）
【対象】①タバコを吸う人 ②40歳以上【料金】①500円（70歳以上無料）②無料



大腸がん検診

スティックを便に数ヶ所刺して提出し、血が混じっているかを調べます。
【対象】30歳以上【料金】無料
【注意】なるべく便の中を刺すようにします。生理中はさけてください。



基本健診

身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査、心電図、眼底検査。（体脂肪率も測定。）
【対象】30歳以上【料金】1，000円（70歳以上無料）【注意】前日は夜ふかし、深酒をしないでください



婦人科検診

乳がん検診

触診でしこりがないか調べます。
【対象】30歳以上【料金】300円（70歳以上無料）
【注意】月経後1週間以降の受診が望まれます。

子宮がん検診

子宮頸部の分泌物を綿棒で採取し、顕微鏡で調べます。（子宮体部の検診は、医療機関でないと受けられません。）
【対象】30歳以上【料金】500円（70歳以上無料）

固定資産税・町県民税の納付は口座振替、全期前納が便利でお得です

町では、固定資産税・町県民税の納付について、「口座振替」と「全期前納」をおすすめしています。

各期ごとに納める税の全期分を前納すると、本税から前納報奨金分が差し引かれますのでお得です。本税に対する前納報奨金の割合は、おおよそ2％で、最高限度額は5万円です。（ただし、本税が少額の場合は対象になりません。）

また、納付には納め忘れのない口座振替が便利です。ぜひご利用ください。



■全期前納したいとき

①既に口座振替を利用している方

申込書をお送りしますので、税務課にご連絡ください。（振替税目の追加もできます。）

全期前納にすると、来年度以降も自動的に継続されますが、振替不能になるとその年度については各期ごとの口座振替となります。

②納付書で納める方

5月中旬に「全期前納」用と「第1期」用の2種類の納付書をお送りします。「全期前納用」の納付書を使って納付してください。

■口座振替にしたいとき

直接町内の金融機関に申し込むか税務課にご連絡ください。

【連絡先】税務課徴収係 TEL84・3452

全期前納、口座振替とも4月20日までにお申し込みください。

なお、今年の口座振替日は5月29日、納付書による納付期限は5月31日です。

清津川の増水に注意!!

雪融けの時期を迎えました。清津川の増水に十分注意するようお願いします。

（電源開発㈱奥清津発電所）

成分献血にご協力ください

時間がかかりますので、ご協力いただける方は、事前にご連絡ください。

【日時】4月4日（火）午前9時30分～午後3時

【場所】保健センター前

【連絡先】福祉保健課福祉係 TEL84・4560

自衛隊幹部候補生採用試験（一般・飛行要員）

【受験資格】22歳以上26歳未満で、大学卒業程度の学力を有する者（大学院修士課程修了者については28歳未満）

【受付期間】4月10日～5月12日

【一次試験日】5月27日（土）

【採用】平成13年3月下旬

【身分】特別職国家公務員

【賞与・その他】年3回計4.95ヵ月分 完全週休2日制、年次休暇（年24日）

【申込・問い合わせ】自衛隊新潟地方連絡部長岡出張所（担当＝山口） TEL0258・33・0256

※試験は、無料です。

都市施設公社臨時職員募集

【人数（条件）】1名（水泳のできる方）

【業務】プール監視及び施設管理

【雇用期間】4月中旬～10月下旬

【勤務場所】レジャープール「オーロラ」

【勤務時間】午前8時30分～午後8時30分（交代制）

【応募】電話受付の上、随時面接します。面接時に履歴書を持参してください。

【応募締切】4月10日（月）

【申込・問い合わせ】㈶湯沢町都市施設公社 TEL84・1511

4月の心配ごと相談日

5日（水） 相談員 橋本 秋治 杉本 芳枝

12日（水） 相談員 井熊 秀夫 高橋トミエ

19日（水） 相談員 高橋 武成 南雲ミヨシ

26日（水） 相談員 橋本 秋治 高橋トミエ

【会場】福祉センター

※時間はいずれも午後1時～4時です。なお、時間中は、電話（TEL84・4113）での相談もできます。

4月の行政相談日

16日（日）午後1時～3時

相談員 田村藤治郎

【会場】湯沢町公民館

～4月の暦～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境公害係 TEL 84－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎		㊋・㊍・㊏(29日は休み)	
ダンボール	紐を十字にかける。	13日・27日	11日・25日	14日・28日	12日・26日
新聞・雑誌・チラシ		6日	4日	7日	5日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	20日	18日	21日	19日
空き缶		4日	6日	5日	7日
空きびん		11日	13日	12日	14日
その他の不燃ごみ		18日	20日	19日	21日

(注) 事業系可燃ごみは黄色の指定ごみ袋で、一般家庭の可燃ごみは指定された方法で出すようお願いします。
◎ガラス等（その他の不燃ごみ）は、新聞紙等に包んでから指定ごみ袋に入れて出してください。
◎いずれのごみも、重さ10Kg以下で出してください。
◎収集日の午前8時まで（時間厳守）に収集場所へ搬出してください。
◎毎月29日は、曜日にかかわらず収集はお休みです。ご注意ください。

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種目	対象	時間	会場
5㊌	1歳6ヵ月児健診	H10年8月・9月生まれ	9：00集合	保健センター
6㊍	リハビリ	訓練参加者	13：30～15:30	〃
20㊍	リハビリ	訓練参加者	13：30～15:30	〃
26㊌	乳児健診	H11年6月・12月生まれ	13：00集合	〃
28㊎	精神障害者のつどい		10：00～14:00	総合福祉センター
	精神保健相談	希望者（要申込）	14：00～16:00	保健センター

予防接種

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種類	対象	時間	会場
6㊍ 11㊋ 13㊍ 18㊋ 20㊍ 25㊋	日本脳炎	初回として1～4週間の間隔で2回接種し、約1年後に追加として1回接種します。 <初回> H8年4月2日～H9年4月1日生まれ <追加> H7年4月2日～H8年4月1日生まれ	14：30～15：30	湯沢町国保診療所2階集団検診室

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内に来所してください。接種料金は無料です。

精神障害者のつどい

この冬、町と家族会、社会福祉協議会の協力により、精神の病気をお持ちの方が初めて集まりを持ちました。日頃、自分の病気や将来に不安を感じていたり、相談相手がいないという方々が、「今日は1年分の話をした」「また次回も必ず出たい」とうれしそうに素直な気持ちを語り合いました。

この集いは、何かをしなければならない集まりではありません。自分なりに楽しめばいいのです。あなたも来てみませんか。

【開催日】
毎月最終金曜日
午前10時～午後2時

【会場】
福祉センター

【問い合わせ】
保健センターまたは社会福祉協議会（TEL 84・4111）

※町では精神保健事業として、家族会への支援、社会復帰への支援を考える学習会の開催、保健婦による訪問、来所・電話相談、治療費・交通費の助成などを関係機関と連携しながら行っています。

4月の救急診療当番

※問い合わせ　日曜・祝日 ⇨ 休日救急診療所　℡73－6688
その他の日 ⇨ 魚沼消防本部　℡82－1211

日	時間	内科		外科	
1 (土)	12：00 ～ 18：00	高橋医院	℡84－2410	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	℡72－7111	六日町病院	
2 (日)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	℡77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
8 (土)	12：00 ～ 18：00	岡村医院	℡83－2005	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	℡77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
9 (日)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	℡72－7111	六日町病院	
15 (土)	12：00 ～ 18：00	中山医院	℡83－5500	六日町病院	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	℡72－7111	六日町病院	
16 (日)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	℡77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
22 (土)	12：00 ～ 18：00	いとう小児クリニック	℡70－0303	ゆきぐに大和総合病院	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	℡77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
23 (日)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	℡72－7111	六日町病院	
29 (土)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	六日町病院	℡72－7111	六日町病院	
30 (日)	9：00 ～ 16：30	休日救急診療所	℡73－6688	休日救急診療所	
	18：00～翌朝6：00	ゆきぐに大和総合病院	℡77－2111	ゆきぐに大和総合病院	

☆NEWS☆　4月から脳神経外科の休日救急医療が
斎藤記念病院　℡73－5111で行われます。

ご結婚おめでとうございます



3月9日　駒形大樹　さん　（堰場）
（佐藤）元美　さん　（大潟町）
♡メッセージ♡　二人で力を合わせて、倍幸せになります。

3月12日　草分智昭　さん　（一之町）
（本多）加寿子さん　（堰場）

3月12日　鈴木利之　さん　（堰場）
（髙田）美穂　さん　（堰場）
♡メッセージ♡　二人で明るくて楽しい家庭を作れるようがんばります！

3月15日　塙一貴　さん　（西中）
（林）さおりさん　（塩沢町）

お誕生おめでとうございます



2月25日　富沢翼（つばさ）　さん　（二居、竜・実穂さん）

3月1日　林菜々恵（ななえ）さん　（幅下、臣悟・智子さん）

3月2日　阿部俊樹（しゅんき）　さん　（中子、雄治・洋美さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

3月6日　阿部勇　さん　（駅通、84歳）

3月9日　齋藤トシ子さん　（楽町、74歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。